



## 加工食品の原料原産地表示制度について

### はじめに

平成 29 年 9 月 1 日に食品表示基準が改正され、新たな加工食品の原料原産地表示制度がスタートしました。今改正は、消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保に資するよう、可能な限り産地情報を充実することが望ましいという観点から、原則国内で製造した全ての一般用加工食品について、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料に原産地の表示を義務付けるものです。

新たな原料原産地名の表示方法は、当該原材料に占める重量の割合の高いものから順に原料原産地を表示する「国別重量順表示」を原則としつつ、それが困難な場合は、一定条件の下、例外として「又は表示」や「大括り表示」等の表示方法が認められることとなりました。また、個別に原料原産地の表示が義務付けられている 4 食品に「おにぎり」が追加され 5 食品となりました。

今回は、新たな原料原産地表示制度の概要についてご紹介いたします。

### 対象食品

輸入食品以外の加工食品（輸入食品は原産国を表示する。）が対象となる。

### 対象原材料

使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料であり、添加物及び水は含まない。

なお、以下の法律の規定に基づき、重量割合上位 1 位の原材料の原産地が表示（情報伝達）されている場合、当該原材料には食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しない。

- ① 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（平成 21 年法律第 26 号）（食品表示基準別表第 15 の 1 の(6)に掲げるもちを除く。）
- ② 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）

### 表示方法

- ・原則として、使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料（対象原材料）の産地について、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する（「**国別重量順表示**」）。
- ・表示をする時点を含む 1 年間で重量順位の変動が見込まれ、その都度表示を切り替えることができないなど国別重量順表示が難しい場合は、一定条件の下で「**又は表示**」や「**大括り表示**」などの例外表示が認められる。
- ・食品表示基準 別表第 15 の 1 に掲げる 22 食品群（原材料及び添加物に占める 重量割合が最も高い生鮮食品（(5), (6), (8), (9), (18)は※に限る。）の当該割合が 50%以上であるもの）については、その生鮮食品の原産地を表示する。
- ・別表第 15 の 2~6 に示される食品については個別に規定された方法で表示する。

## 【食品表示基準別表 15 の 1 に掲げる加工食品】

(1) 乾燥きのこ類，乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）	
(2) 塩蔵したきのこ類，塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）	
(3) ゆで，又は蒸したきのこ類，野菜及び豆類並びにあん（缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）	
(4) 異種混合したカット野菜，異種混合したカット果実その他野菜，果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）	
(5) 緑茶，緑茶飲料（荒茶の原材料※）	(6) もち（米穀※）
(7) いりさや落花生，いり落花生，あげ落花生及びいり豆類	
(8) 黒糖及び黒糖加工品（黒糖の原材料※）	(9) こんにやく（こんにやくいも※）
(10) 調味した食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）	
(11) ゆで，又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）	
(12) 表面をあぶった食肉	
(13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）	
(14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め，成形したものを含む。）	
(15) 素干魚介類，塩干魚介類，煮干魚介類及びこんぶ，干のり，焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）	(16) 塩蔵魚介類，塩蔵海藻類
(17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）	(18) こんぶ巻（こんぶ※）
(19) ゆで，又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）	
(20) 表面をあぶった魚介類	
(21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）	
(22) (4)又は(14)に掲げるもののほか，生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）	

## 【食品表示基準 別表第 15 の 2 から 6 に掲げる加工食品】

2. 農産物漬物	3. 野菜冷凍食品	4. うなぎ加工品	5. かつお削りぶし
6. おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）			

## ●対象原材料が生鮮食品の場合

- ・原産地を原材料名に対応させて表示する。
- ・国産品の場合は「国産である旨」（都道府県名その他一般に知られている地名も可）を，輸入品の場合は「原産国名」を表示する。
- ・複数の原材料が使用されている場合は，どの原材料の産地であるのかが明確に分かるように表示する。
- ・原産地が 3 以上ある場合，3 か国目以降は「その他」と表示できる。

## 〈表示例〉

名 称	乾燥野菜
原材料名	かぼちゃ，だいこん，にんじん
原料原産地名	国産（かぼちゃ）

## 〈3 か国目以降の原産地を「その他」とした表示例〉

名 称	ポークソーセージ（ウィンナー）
原材料名	豚肉（鹿兒島県，宮崎県，カナダ，その他），豚脂肪，たん白加水分解物，還元水あめ，食塩，香辛料／調味料（アミノ酸等），リン酸塩（Na，K），…

## ●対象原材料が加工食品（中間加工原材料）の場合

- ・国産品の場合は「国内製造」と輸入品の場合は「〇〇製造」と表示する（〇〇は原産国名）。
- ・製造地が3以上ある場合，3 か国目以降を「その他」と表示できる。
- ・中間加工原材料の原料（生鮮原材料）の原産地が判明している場合に「〇〇製造」の表示に代えて，当該生鮮原材料と共にその原産地を表示できる。

## 〈中間加工原材料の製造地表示の例〉

名 称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造），砂糖，マーガリン，パン酵母，食塩，（一部に小麦・乳成分を含む）

## 〈中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示した例〉

名 称	どらやき
原材料名	皮（卵（国産），小麦粉，砂糖），つぶあん（砂糖，小豆，水あめ）／膨張剤

- ・食品表示基準において，原料原産地表示，アレルギー表示，遺伝子組換え表示の順番について特段の規定はないが，危害発生防止のためアレルギー表示を優先して表示するべきとされている。

## 〈アレルギー表示（個別）＋原料原産地表示の例〉

名 称	つくだ煮
原材料名	しょうゆ（ <u>大豆・小麦を含む</u> ，国内製造），こんぶ，植物油脂，唐辛子，糖類（砂糖，水飴），…

下線：アレルギー表示

下線：原料原産地表示

## ●例外表示

- ・原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は，今後の一定期間における産地別使用計画）からみて，国別重量順表示を行おうとした場合に，表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動又は産地切替えが行われる見込みで，国別重量順表示が難しい場合は，根拠資料を保管するなど，一定の条件を満たした場合に限り，①～③による表示が認められている。
- ・過去の一定期間における産地別使用実績は，表示をする時点（製造日）を含む1年間（製

造年、製造年度等）から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限る。

- ・新製品又は原料調達先の変更が確実な場合など、過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画（製造の開始日から1年間以内の予定に限る。）に基づく表示を使用する。

### ①「又は表示」

- ・対象原材料として2以上の原産地のものを使用しており、重量割合の順序が変動する可能性がある場合、使用割合の高い原産地から順に「又は」でつないで表示できる。
- ・容器包装に表示した原産地の範囲以外の原産地の原料を使用してはならない。
- ・過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間による産地別使用計画における対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示した旨を容器包装の原料原産地表示の近接した箇所に表示する。
- ・過去又は今後の一定期間における対象原材料の原産地の重量割合の順序の変動及び一定期間使用割合の順を示す資料を保管する。

#### 〈国産を含めた3か国の重量順位が変動する場合の例〉

名 称	ポークソーセージ（ウィンナー）
原 材 料 名	豚肉，豚脂肪，たん白加水分解物，還元水あめ，食塩，香辛料／調味料（アミノ酸等），リン酸塩（Na，K），…
原料原産地名	<b>アメリカ又はカナダ又は日本（豚肉）</b>
…	…

※豚肉の産地は、平成〇年度の使用実績順

### ②「大括り表示」

- ・対象原材料の原産地が3以上の外国である場合で、重量割合の順序が変動する可能性がある場合、外国の原産地を「輸入」や「外国製造」などと括って表示できる。
- ・輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品と国産との間で、重量割合の高いものから順に「，（読点）」でつないで表示する。
- ・一定期間における使用実績（使用計画）の作成や保管は必要だが、3か国以上を「輸入」と括る関係から、製品への注意書きは不要。
- ・「輸入」の他に、「外国産」，「外国」などの表示も可能。また、輸入より狭い範囲を表す、一般に知られている地域名等（EU，NAFTA，ASEAN，アフリカ，南米等）の表示も可能。

#### 〈3以上の外国産のみを使用した場合の例〉

名 称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	<b>大豆（輸入）</b> ，小麦，食塩

#### 〈外国産と国産を混合使用し、外国産の合計より国産の方が多き場合の例〉

名 称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	<b>大豆（国産，輸入）</b> ，小麦，食塩

### ③「又は表示」と「大括り表示」の併用

- ・対象原材料の原産地が国産及び3以上の外国である場合で、国産と外国産の合計との間で重量割合の順序が変動する可能性がある場合、外国の原産地表示を「輸入」、「外国製造」などと括って表示した上で、使用割合の高い原産地から順に「又は」でつないで表示できる。
- ・過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間による産地別使用計画における対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示した旨を容器包装の原料原産地表示の近接した箇所に表示する。
- ・過去又は今後の一定期間における対象原材料の原産地の重量割合の順序の変動及び一定期間使用割合の順を示す資料を保管する。

〈国産と外国産の合計の間で重量順位が変動する場合の例〉

名	称	小麦粉
原	材	名 小麦（国産又は輸入）
…		…

※小麦の産地は、平成〇年度の使用実績順

#### [根拠資料等について]

- ・「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示＋又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する。

〈根拠資料〉

- 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料
    - 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）
    - 産地別使用実績の基礎となる過去の一定期間又は産地別使用計画の基礎となる今後の一定期間
  - 当該製品に用いる原材料について、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
  - 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料
  - 「又は表示」、「大括り表示＋又は表示」の注意書きをするものにあつては、注意書きが指し示す期間中の表示対象の原材料の原産地（「大括り表示＋又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品）ごとの使用割合の順を示す資料
- ・根拠資料に基づき「又は表示」等を行った製品に実際に使用した原材料の産地別使用実績が分かる資料を保管する。
  - ・これらの資料を賞味（消費）期限に加えて1年間（期限表示を省略した製品は、製造から5年間）保管する。

#### ●おにぎり（食品表示基準 別表第15の6）

- ・炊飯米又は炊飯米と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（のりを自ら巻く形態で販売されているものを含む。）が該当し、おにぎり和其他の食材を組み合わせたものや酢飯

と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたものは該当しない。

- ・のりの名称の次に括弧を付けて、当該のりの原料となる原そうの原産地について国別重量順に表示する。
- ・おにぎりについては、のりの原そうの原産地のほか、重量割合上位1位の原材料について、原料原産地表示が必要。

#### 〈表示例〉

名 称	おにぎり
原材料名	<u>ご飯(米(国産))</u> *1, 鮭, <u>のり(国産)</u> *2, 食塩

\*1: 米トレーサビリティ法に基づく産地表示

\*2: 食品表示基準に基づく原料原産地表示。「のり(原そう(国産))」も可。

### ●業務用食品の扱い

消費者に販売される一般加工食品で重量割合第1位となる原材料に用いられる業務用加工食品及び業務用生鮮食品では、その産地に関する情報を容器包装や送り状、納品書又は規格書等で製造業者等に伝達する必要がある。

### おわりに

表示ラベルの改版等には相当の期間が必要であることから、平成34年(2022年)3月末までの経過措置期間が設けられましたが、計画的に当該基準に基づく原料原産地表示に移行することが望ましいとされています。

また、施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品(平成34年4月1日以降に販売予定であり、長期醸造されている酒類や果実酢等)については、平成34年4月1日以降もなお従前の例によることができるが、消費者への情報提供の観点から、可能な限り当該基準に基づく原料原産地表示を行うことが望ましいとされています。

以上、新たな原料原産地表示制度の概要についてご説明いたしました。さらに詳細な表示方法については食品表示基準、消費者庁次長通知等をご確認ください。

### 参考資料

- 1) 内閣府：食品表示基準（内閣府令第10号）

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/foods\\_index\\_18\\_171027\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/foods_index_18_171027_0001.pdf)

- 2) 消費者庁：食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180328\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180328_0001.pdf)

- 3) 消費者庁：食品表示基準Q&A（平成27年3月30日消食表第140号）

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/foods\\_index\\_18\\_180201\\_0007.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/foods_index_18_180201_0007.pdf)

- 4) 農林水産省：新しい原料原産地表示制度－事業者向け活用マニュアル－（平成30年1月）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/attach/pdf/toiawase-4.pdf>